

貴族院 第二回 議事速記 第十一號

明治二十四年十二月十二日(土曜日)

午前十時四十六分開議

議事日程第十一號 明治二十四年十二月十二日

午前十時開議

- 第一 明治七年以後ノ戰役ニ死歿シタル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助ニ關スル法律案^(提出) 第一讀會^(特別委員)
- 第二 保安條例廢止案^(提出) 第一讀會^(長報告)
- 第三 右議案ノ審查ヲ付託スヘキ特別委員ノ選舉

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

昨日本院ニ於テ廢案ニ決シマシタル帆船檢査廢止ニ關スル法律案ハ即日總理大臣ヲ經由致シマシテ更ニ廟議ヲ盡サレムコトヲ奏請致シマシタ、及廢案ニ決シタル旨ヲ衆議院ニ通知致シマシテゴザイマス、此段御報告ニ及ビマス、次ニ本日ノ議事日程第一明治七年以後ノ戰役ニ死歿シタル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助ニ關スル法律案ノ第一讀會ノ續ヲ開キマス、特別委員長ノ報告……

○子爵谷干城君 過日特別委員ニ付託ニナリマシタ明治七年以後ノ戰役ニ死歿致シタル所ノ軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助ニ關スル法律案デゴザイマス、即チ特別委員ニ於キマシテカラニ夫々審查ヲ遂ゲマシタ、其大畧ノ御報告ヲ致シマス、此御報告ヲ致シマスル前ニ於キマシテ一通リ此委員會ニ於キマシテ取調ベマシタ手順ヲ申上ゲテ置カネバナルマイト考ヘマス、デ抑、此戰死者ノ恩給ノ事ニ於キマシテハ明治七年ノ佐賀ノ役ヲシテ續イテ臺灣ノ役、此二役ニ於キマシテハ明治八年ノ戰死者ノ遺族ニ對シマスル扶助ノ法ト云フモノガ出マシテ即チ其法ヲ以テ佐賀臺灣ノ兩役ニ死歿シタル者ノ遺族ヲバ扶助ヲ致シテゴザイマス、デ其八年ニ出マシタル所ノ法ト申シマスルモノハ全ク永遠ノ目的デ出來タモノデハナイト見エマス、然ルニ此八年ニ出マシタル所ノ法ニ於キマシテハ矢張舊來日本ノ習慣ニ基キマシテ親ト云フモノハ其時ニ扶助ヲ受ケテ居リマス、然ルニ祖父母ニ於キマシテハ矢張九年制定ノ恩給令ト同ジク祖父母ヘハ及ンデ居リマセス、然リマスレドモ今申ス通り親ダケハ八年制定ノ遺族扶助法ニ於キマシテハ及ンデ居リマス、デアリマスルカラシテ九年ノガニ比ベマスレバ矢張日本舊來ノ習慣ニ從ッテ居ルノデゴザイマス、之ニ引換ヘマシテ九年ノ丁度十月カト思ヒマス……

カニ發シマシタル所ノ陸軍恩給令ニ於キマシテハ全ク祖父母ハ固ヨリノコト父母トモニ省キマシテ女子ノ房子ニ恩給ハ止マッテ居リマス、ソレデ今日ノ恩給令カラ見マスルト七年ノ役ニ果テマシタル所ノ者ノ受ケテ居リマスル八年制定ノ恩給法ニ比ベマシテモ即チ祖父母ガ落チテ居ル丈ガ今日ノ恩給令ニ比ベテ見マスレバ既ニ缺典ニナッテ居リマス、九年ニ制定ノ恩給令ト今日ノ恩給令ト比シテ見マスルト祖父母ト父母ト云フ者ガ即チ有ルト無イトノ差デゴザイマスルカラ餘程ノ違ニナッテ居リマス、デ此政府ヨリ提出ニ相成リマシタル所ノ本案ニ於キマシテハ即チ現行ノ唯今行ハレテ居ル恩給令ニ基キマシテ、ソシテアトヘ遡ッテ佐賀ノ役、臺灣ノ役、及九年ノ神風黨ノ亂、十年ノ熊本ノ役ニ戰死シタル者ニ通ジテ其殘ッテ居ル所ノ祖父母父母ヘ恩給ヲヤラウト云フ主意デゴザイマス、夫デ調査ヲ致シマシタル所ニ依リマスレバ此法律ノ精神ハ甚ダ完全ニシテ先ヅ遺憾ハ無イト存ジマス、デ場合ニ依ッテハ寧ロ本員ナドノ考ニハ少シク重キニ過ギテ居リハセスカト云フ者ガゴザイマス、併ナガラハ是ハ既ニ現行ノ恩給法ガ其通ニナッテ居リマスルカラ是非夫レニ據ラザルヲ得ヌ譯デゴザイマス、デ此事ニ付キマシテカラニ是非諸君ノ御一致デ御賛成ヲ仰ギタイト申シマスル所ノ理由ヲ申上マス、抑、本邦ノ習俗ニ於キマシテハ御承知ノ通り子ハ親ニ孝ヲ盡シ又親ハ子ヲ養フヲ以テカラニ第一ノ義務ト致シテ居リマスルコトハモウ自然ノ習慣デ殆ト天性ニナッテ居ル譯デゴザイマス、ソコデ明治十年ニ戰死ヲ致シマシタル所ノ者ハ最モ中少尉ノ人多イデゴザイマス、是等ニ於キマシテハドウ云フ教育ヲ以テソダッタ人カト云フニ君ニハ忠ヲ盡シ親ニハ孝ヲ盡スト云フコトヲ以テ第一ノ務ト心得テ其通りノ教育ヲ受ケタ人デゴザイマス、固ヨリ此死ンダ人ナドニ於キマシテハ恩給法ガドウナッテ居ルカ夫レ等ノ事ニハ頓着セザッタ者ガ過半デアラウト思ヒマス、本員ナドニ於キマシテサヘ明治十二年ニ至ッテカラ段々不都合ナ……迷惑ナ人ガ出來テ始テ驚イタ位ノコトデアリマスカラ、戰死者ノ當人ナドニ至リマシテハ氣付カザッタ人ガ多分デアラウト思ヒマス、所ガ此九年ニ恩給令ヲ實地ニ施シテ見マスルト現ニ女房子ノアル者ハ即チ恩給ヲ受ケテカラニ安穩ニ生活ガ出來ル、所ガ女房子ノゴザイマセス父母バカリノ者ハ一資半給ノ恩給ヲ受ケルコトモ出來ナイデ忽チ路頭ニ立タチハナラヌ、ソコデ若シ飢渴ニ迫ル者ガアレバ申出タラ詮議ヲスルト云フコトガ恩給令ノ追加ニゴザイマスルカラ、ソコデ已ミヲ得ヌノデゴザイマスルカラ一時サウ云フ者ガ願ヒ出マシタ、出マシタガドノ位ノ金ヲ下ダサツタカト云フニ少尉一人ニ付イテ二百五十圓カト思ヒマス、二百五十圓ヤツテヤリ捨テバゴザイマシテ夫レカラアトハ渴エルトモ一向頓着シナイ、デ抑、此法律ハ佛蘭西ノ恩給令ヲ翻譯シテ九出しニシタモノ、ソレデ一向日本ノ風俗

習慣ヲ少シモ頼著セズニ佛蘭西ノ恩給令ノ例ヲ用井タモノト見エマスル、其時ニ勳章條例ト云フモノモ發布セラレマシタガ是モ同様佛蘭西制ノモノデ中ニ嚴重デアッタ、併ナガラ十年ノ戰爭ヲ經テ生キテ居ル人デアアルカラ苦情ヲ言フ者ガ段々出來テ勳章條例ハ忽ニ變ジテ、モトノ精神ハ無クナッタ所ガ此恩給令ノ方ハ死シタ者ニ遺ルノダカラ誰モ苦情ノ言ヒ手ガ無い、アハレ恩給令ハトウトウ今日マデ其時ノ者ハ扶助ノ餘澤ヲ受ケルコトガ出來ナイト斯ウ云フコトニナツテ居リマス、尤モ色々論ガアリマシテ明治十六年ニ元老院ニ於キマシテカラニ法律ノ改正ニナリマシタ、此法律ノ改正ニナリマシタノモ畢竟十年ノ役ニ子ヲ失フテ生活ニ難儀ヲシテ居ル者ガ夥シクアルニ依ッテ元老院ニ於テカラニ追加ガ出來マシタ、其時ノガハ父母ニハ妻子ニ遺ル三分ノ二ヲ遺ル……先ヅ三圓遺ルモノナラニ二圓ヤルト云フコトニナリマシタ、兎モ角モ三圓ノモノガ二圓ニナリマシテモ夫レダケ貰ヘレバ渴エズニ生キニ參レルカラ本員ナドモ有リ難イコトト考ヘマシタ、所ガ豈ニ圖ランヤ法律ハ既往ニ遡ラスト云フノデ遂ニ今日マデ十年ノ戰死者ノ大部分ナルモノハ二百五十圓ノ金ヲ貰タギリテ少シモ恩給ヲ受ケルコトガ出來マセヌ、デ此者等ニ於キマシテハ私ノ知ツテ居ル四五人ノ中ニ於キマシテモ既ニ一家困難デ或ハ里方ノ方ニ合併ヲシ又女房ガアツテ、ソシテ其女房ガ死ンデ親バカリ遺ッテ居ル者ガ出來テ居ル、今日デ見レバ女房ガ死ンデ親ガ遺ッテ居レバ親ガ貰ヘマスガ十年ノ役ノハ女房ガ生キテ居レバ女房ノ御蔭デカラニ……即チ嫁ノ御蔭デ貰ヘマスガ嫁ガ死スト其親ト云フモノハ恩給ヲ受ケルコトガ出來ナイ、全ク憫レナ情態デ暮シテ居リマスル、夫レデ總テ世ノ中ニ所謂鰥寡孤獨ノ者ハ最モ憐ムベキモノデアリマスガ身ガ國家ノ難ニ死シテ我子ガ國ニ忠ヲ盡シタモノデアリナガラ其親タル者ガ路頭ニ立チ渴エルト云フコトヲ、ミスミス置クト云フハ實ニナサケナイ、甚ダ是ハ我邦ノ教ニ於キマシテハ所詮許サレヌコトデ一番ニ斯様ナ者ニ恩給ヲ遺ラナケレバナラス、所ガ生キテ居ル者ハ之ニ反シテ勳章ヲ賜ハリ年金ヲ貰ヒ又位階モ官モ進ミ次第ニ俸給モ餘計ニ受ケル……本員ノ如キモ段々受居リマスルガ……其厚クシナクテ構ハヌ者ニ厚クシ、厚クシナケレバナラス者ニ薄クスルハ名教ノ上カラ言ッテ誠ニ歎息ニ堪ヘヌ、畢竟是等ハ餘リ歐羅巴流ヲ採リ過ギタノデ、此歐羅巴流ヲ一番ニ探ッテ日本ノ風教ヲ一番ニ壞シタ眞ノ最初デゴザイマス、陸軍ノ恩給令ガ則チ日本ノ習慣ヲ打毀シタ所謂先陣デアアル、所ガ誠ニ仕合セナルコトハ段々本當ニ進歩シテ來ルニ從ツテハ國ノ習慣ハ容易ニ動カサレヌト云フコトニナツテ跡ニ戻ッテ來テ前日固ク執ッテ父母ニハ遺ルニ及バヌト主張シタ人モ是デハナラヌト云フコトニナツテ改テ此議案ナドヲ贊成スルコトニナリマシタノハ國家ノ幸ト存ジマス、此事ニ就イテハ誠ニ長イ歴史モゴザイマスシ實ニ歎息ニ堪ヘヌコト

モゴザイマスケレドモ今日言フ要ガ無いコトデゴザイマスカラ申上ゲマセヌガ、現ニ今十六七年ノ間ト云フモノハ我が子ガ國家ノタメニ討死シテ夫レガタメニ漸ク人ニ扶ケラレテカラニ生活ヲシテ居ル者ガ餘程アリマス、私ガ一縣ニ取ッテ六人カアリマスルノデ之ヲ各縣ニ通算シマシタトキニハ軍人軍屬ニ致シマシテモ二百人程ハアラウカト考ヘマス、併ナガラ多イト申シタ所ガ先ヅ二百人カラ多クテ二百四五十人ニ止マルコトデ、最早十四五年ノ星霜ヲ經テ居リマスカラ今日マデ遺ッテ居ル者ト申シテモ六十年以上七十年ト云フ臺ノ者デゴザイマス、之ニ恩給ヲ遺ッテ所ガ長ク金ノ費エルコトハ無い、長クテ十年モタツタラ……十五年モタテハ此恩給ヲ受ケル人ハ死ンデ仕舞ヒマスル、斯ウ云フ譯デ實ニ憐ムベキモノ……少シノ恩給モ無い者デアアルカラ養子ヲスルコトモ出來ンデ家ハ次第二絶エ、年ハ次第二逝クト云フモノデ、實ニ是ハ議會ニ於キマシテ斯ノ如キ哀レナル人間ハ一番ニ金ヲ出シテ扶助ヲセヌナラヌコトデアラウト存ジマスル、必ズ是ハ皆様御贊成ノコトト存ジマスルガドウゾ成ルタケ速ニ御贊成ニナリマシテカラニ御決議ニナリタイト存ジマスル、此本案ニモゴザイマス通り明治二十五年四月一日ヨリ施行スルトゴザイマスカラ是ガ議決ニナリマシテカラニ追加豫算ガ出ネバナリマセヌ、又決シタカラト云ッテ直グニ恩給ヲ受ケルコト云フ譯ニモ出來マセヌ、其間ニハ死ンデ無クナル者モアリマセウト考ヘマス、ドウゾ御贊成ヲ願ヒタイト存ジマス、

○子爵鍋島直彬君 議場ノ定足數ニ缺ケマセヌコトデゴザイマスレバ議院ノ許可ヲ得マシテ海上衝突豫防法案ノ特別委員會ヲ開キタイト存ジマスカラ此段ヲ請求致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 人數ハ十分ゴザイマスルニ依ッテ別段御異議ガ無ケレバ唯今鍋島子爵ノ請求ニ應ジテ宜シカラウト存ジマス、……無イト認マスニ依ッテ宜シウゴザイマス、

○子爵鍋島直彬君 然ラバ是ヨリ會員ハ退席致シマス、
○三浦安君 本員モ委員會ニ……

(政府委員尾崎三良君發言ヲ求ム)
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 政府委員尾崎君……

(長谷川貞雄君發言ヲ求ム)
○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今政府委員ニ發言ヲ許シマシタカラ……

○政府委員(尾崎三良君) 此議案ニ就キマシテハ過日モ理由ヲ陳述致シマシテ只今特別委員長ナル子爵谷干城君ヨリ特別委員ニ於キマシテ審査致サレタ所ノ結果ヲ報告致サレ且ツ之ニ就イテハ必ズ此法律ノ制定ニナルベキ必要ノ理由ヲ懇々述べラレマシタカラ本官ニ於キマシテハ最早此上ハ陳述スベキ

理由モゴザイマセヌ、唯此上ハ先刻ヨリ諸君ガ御聽キニナッタ通り成ルベク速ニ御決定ニ相成ッタ上衆議院ニ廻サレテ其上衆議院決定ニナレバ御裁可ヲ經テ續イテ追加豫算ヲ致シテ兩院ニ於テ可決ニナラヌ以上ハ實際行フコトガ出來マセヌカラ何卒速ニ御議定アラムコトヲ希望致シマス、

○外山正一君 本員ハ此原案ニハ大賛成デアリマス、其精神ハ此扶助ヲ賜ル者ガ十五年二十年デ以テ死滅スルト云ツテ賛成スルト云フ方デナシニ百年デモ千年デモ生キ殘ッテ居テモ此原案ヲ賛成スルノガ日本ノ精神デアラウト云フ心ヲ以テ私ハ賛成ヲ致シタモノデアリマス、滿場ノ諸君モドウカ早ク此扶助ヲ賜ハル者ガ死ヌカラ宜シイト云フ方デナシニ幾年ノ後マデ目出度生キテ居テモ給スベキモノデアラウト云フ精神ヲ以テ御賛成アラムコトヲ私ハ希望致シマス、

○瀧口吉良君 本員ハ此第五條ニ就イテ少シ質疑ヲ致シタウゴザイマスガ唯今致シテ宜シウゴザイマス、或ハ二讀會ノ逐條審議ノ時ニシタ方ガ宜シウゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レハ第五條ノ事ナレバ逐條審議ノ時ニ御質疑ニナッタ宜シウ……

○瀧口吉良君 此大體ニ就イテハ本員ハ原案ヲ賛成致シマス、
○男爵小松行正君 本員モ原案ヲ賛成致シマス、就キマシテハ貴族院規則第六十九條ニ據リマシテ議長ハ議院ニ諮ハレマシテ第一讀會ト同日ニ第二讀會ヲ開カレムコトヲ希望致シマス、

○子爵谷干城君 賛成、
○子爵林友幸君 此案ニ就キマシテハ大ニ賛成ヲ致シマス、早ク經過スルコトヲ希ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今ノ小松男爵ノ發言ハ此ニ於テ發言スベキモノデナイト存ジマス、ト云フモノハ未ダ第二讀會ニ移ルベキヤ否ヤノ決ヲ探ッテ居リマセヌ、是ガ決シタ上デナケレバ……唯今ハ其問題デハアリマセヌ、

○男爵小松行正君 唯今申シマシタノハ直グニ御採リ下サレト申シタノデハアリマセヌ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 夫レナレハ唯今御出シニ……

○男爵小松行正君 附ケタリニ申シマシタノデ……

○子爵曾我祐準君 私モ勿論此案ハ頗ル賛成デゴザリマスルガ最早之ニ付イテ反對ノアリサウニモ思ハレマセヌカラドウゾ……討論モナササウニアリマスカラ決議ヲ御採リナサラムコトヲ希望致シマス、

○子爵島尾小彌太君 唯今外山君ノ演說ニ就キマシテ我々特別委員ノ意見

ヲ代表シテ演說ニナリマシタ谷子爵ノ言葉ニ付イテ大ニ不滿ノ御演說ノ様ニ聽取リマシタ、一言委員總體ノ人ニ代ッテ我々共ノ意志ヲ此席デ述べマスデアリマス、……簡短ニ……、宜シウゴザイマセウカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 演壇ニ御出ニナッタハ如何デゴザイマス、

(子爵島尾小彌太君演壇ニ登ル)

○子爵島尾小彌太君 委員長ノ谷君ノ述べラレマシテ此際恩給ヲ受クベキ者ハ十年若クハ十五年ノ詰リ短日月ノ間ノコトデアルカラドウカ……大層國家ノ費消ニモ關係モアルマイカラドウゾ賛成ノアル様ニト云フコトハ仕舞ノ結語ニアリマシテ夫レニ付イテ外山君ハ皆サンノ御聽ニナル通りノ御演說ガアリマシタ、ガ我々モ素ト今日デモ軍人ノ身分デアリマシテ谷君モ軍人ノ身分デアリマス、軍人ハ先ヅ死ヌルコトヲ第一ニ前ニ考ヘル、夫レハ誰デモ死ヌルコトデアリマセウガ當リ前ノ人ハ先ヅ病氣デ死ヌルガ軍人ハ病氣デ死ヌルト軍事ニ死ヌル途ヲ二ツ持ッテ居ル、斯ウ云フ譯デアアル、デ當リ前ノ人ハ病氣スレハ先ヅ十分ノ保養モ出來、百歲千歲ノ後マデ生延ビテ夫レニハタント金ヲ積ミ實チ積ンデ長ク榮耀ヲ受ケヤウト云フガ一體ノ人ノ望ミデア、斯ノ如キ望ヲ抱イテ居ル人ニ對シテ軍人ガ請求スル時ニハアナタ方ハ百歲萬歲金ヲ積ンデ十分満足ニ世ノ中ヲ御經過ナサル、ガ宜シイ、先ヅ軍人ト云フモノハ動モスルチウト國家上ノ危難ニ當ッテハ何時ニモ命ヲ奉ジテ、サウ云フ普通人間ノ觀念意思ヲ抛ッテ何時モ飛込ンデ斃ル、ト云フ場合モ踏マナケレバナラス、夫レデスノ如キコトハ左程食リハ致サヌ、先ヅ先ヅ其關係人ガ喰ヒ續ク丈ノコトガ出來レバ軍人ハ夫レヲ以テ國家ノ恩トシ社會ヘ對シテモ恩トシテ務メルト云フ意思ハ銘々軍人ニハ皆持ッテ居ル譯デ此委員ト云フモノハ多ク軍人ヲ以テ殆ント組ミ立テラレテアリマス、夫レヲ何ゾヤ外山君ノ仰シヤッタヤウニ如何ニモ僅ノ間ダカラドウゾ卿ノ御扶助ヲ願ヒタイト云フヤウナ乞食根性ヲ以テ言フヤウニ仰シヤッタ貰ヘバ委員總體ノ名譽ニモ關スル、夫レハ辭ヲ以テ意ヲ害スルト云フモノデアラウト思フ、外山君ノ御賛成ノ所ハマア我々委員モ満足致シマスガ併シアノ御言葉ニ對シテハ一辯ヲ加ヘマセヌト甚ダ委員ノ不面目又大ニ我々ノ意思ニ違フテアル所モアリマスカラ一言辯ジテ置マス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 別段御發議モナイ様デアリマス、即チ本院規則ノ九十五條ニ依リマシテ討論ノ終局ヲ宣告ニ及ビマス、

○子爵谷干城君 チョット御待下サイ、決ヲ採リマスル時ニ昨日ハ少シク間違ヒマシタ、ドウゾ今日ハ間違ヒマセヌ様ニ願ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 即チ是ヨリ第二讀會ヲ開クベキヤ否ヤノ決ヲ採ラウト思ヒマス、本院規則第六十八條ノ第四項ニ御注意ヲ請ヒマス、……

第二讀會ヲ開クベシトスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デアリマス、第二讀會ハ二日ヲ經テ開

キマスルガ本則デゴザイマスガ第六十九條ノ但書ガアリマシテ議院ニ諮フテ

時日ヲ短縮シ又ハ第一讀會ト同日ニ開クコトガ出來ルト云フコトガゴザリマ

スルニ依ッテ第一讀會ト同日ニ開クト云フ明文ヲ以テ直ニ第二讀會ヲ開キタ

イト存ジマス、之ヲ一應議院ニ諮ヒマス、

○侯爵醍醐忠順君 本日直ニ第二讀會ヲ御開キヲ希望致シマス、

○男爵小松行正君 既ニ先刻發言ヲ致シマシテ唯今ハ其問題デナイダラウ

ト云フ議長カラノ御示デアリマシタ、直ニ第二讀會ヲ開クノ說ヲ賛成ヲ致

シマス、

○子爵谷干城君 賛成、

○子爵鳥尾小彌太君 賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ反對ノ議論モゴザイマセスガ、一應起

立ニ諮ヒマス、直ニ第二讀會ヲ開クベシトスルノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、……即チ是レヨリ逐條

ノ朗讀ヲ致サセマス、

〔太田書記官朗讀〕

第一條 明治七年佐賀及臺灣ノ役明治九年熊本及山口ノ役明治十年鹿兒島

ノ役ニ從軍シ戰鬪若クハ公務ノタメ死歿シ又ハ傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ

罹リ之ニ原因シテ死歿シタル軍人軍屬ノ現存セル遺父母及祖父母ニハ當

時ノ法規ニ依リ從軍者ノ寡婦ノ受ケタル若クハ受クヘキ扶助料ヲ給ス

前項ノ戰役ニ當リ臨時軍隊ニ編入セラレタル者及戰地ニ派遣セラレタル

軍人軍屬ニシテ死歿ノ原因從軍者ト同シキハ其遺父母及祖父母ハ前

項ニ依ランム

前二項ニ掲ケル父母祖父母ハ軍人軍屬及臨時軍隊ニ編入セラレタル者戰

死ノ時又ハ死歿ノ原因ト爲リタル傷痍ヲ受ケ若クハ疾病ニ罹リタル時ノ

陸海軍兵籍簿中若クハ戸籍簿中ニ在ル者ニ限ル

○侯爵醍醐忠順君 唯少シ文字ノ上ニ付キマシテ不審ノ箇條ヲ委員長ニ質

疑ガ致シタウ存ジマス、此第一條ノ一項仕舞ニ「當時ノ法規ニ依リ從軍者ノ

寡婦ノ受ケタル若クハ受クヘキ扶助料ヲ給ス」是ハドウヤラ云フ譯ニナリマ

スナ、從軍者ノ寡婦ノ受ケタル又ハ受クヘキ扶助料ヲ給スト申スト其寡婦ノ

受クベキニ均シキ丈ケノ扶助料ヲ此父母又祖父母ニ渡スト申ス譯ニナリマス

デスカ、均シキト申ス譯デスカ、其遺リ方ハ寡婦ニ遺ルベキ所ヲ遺ラズシテ

父母ニ遺ルノデアリマセウカ、

○政府委員(尾崎三良君) 是ハ原案ニ付イテノ質疑デゴザイマスルカラ本

員ガ御答辯致スガ至當ト考ヘマス、

○侯爵醍醐忠順君 成程……

○政府委員(尾崎三良君) 是ハ唯今即チ醍醐侯爵ヨリ御質疑ニナッタ通り

寡婦即チヤモノ女ノ受クベキ同ジ金額ヲ其父母ニ給スルノテゴザイマス、父

母ガ居リマセニヤ祖父母ニ給スル、サウ云フコトニナルノデゴザイマス、夫

レデ御了解ニナリマシタデアリマセウカ、

○侯爵醍醐忠順君 モ一度伺ヒマス、左スレハ當時ノ法規ニ依リ從軍者ノ

寡婦ノ受ケタル若クハ受クベキ扶助料ニ均シキ扶助料ヲ給スト云フ譯ノ意味

ニナリマスカ、少シ此處ノ所ガ……

○政府委員(尾崎三良君) 夫レハサウ書キマシテモ同ジコトデアリマス、

併ナガラ是デモ分ラヌコトハナイト考ヘマスデ斯ウ云フ字句ニナッテ居ルノ

デゴザイマス、

○政府委員(尾崎三良君) 今ノ醍醐侯爵ノ御質疑ニ對シテ答辯ガ少シク行

届カナカッタ存ジマスカラ今一應説明ヲ致シマスガ「均シク」ト云フ文字ヲ

加ヘマシテモ詰マリ結果ハ同ジコトデアリマスケレドモ少シ意味合ガ違フ様

ニ思ヒマス、「均シク」ト云フト女房ノ貫ッテ居ルモノ……又夫レト同ジ様ニ貫

フト云フヤウナ意味ニ取レマスルデ「均シク」ト云フ文字ガ在ッテハ女房ノ受

クベキモノ若クハ夫レト同ジ扶助料ヲ受ケルト斯ウ云フコトニナリマシテ少

シク其處ノ意味ガ違ヒマスカラドウゾ御了解ニナラムコトヲ希望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 他ニ御發議カゴザリマセヌケレバ表決ニ付サ

ウト存ジマス、第一條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、第二條……

〔太田書記官朗讀〕

第二條 第一條ニ當ル父母祖父母アルモ同一戸籍内ニ於テ現ニ扶助料ヲ受

クル者アルトキハ其間扶助料ヲ給セス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第二條ヲ表決ニ付サウト存ジマス、第二條原

案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、第三條……

〔太田書記官朗讀〕

第三條 扶助料ハ本法施行ノ日ヨリ起算シテ之ヲ給ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第三條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、第四條……

〔太田書記官朗讀〕

第四條 扶助料ヲ受クル者ノ權利消滅停止及停止中扶助料ノ支給並扶助料ノ轉給及支給ノ順序ハ現行軍人恩給法ノ定ムル所ニ依ル

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第四條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザリマス、第五條……

〔太田書記官朗讀〕

第五條 遺父母及祖父母ニシテ廢家其他ノ事故ニ因リ他家ニ入籍シタル者遅クモ本法施行後三箇年內ニ廢家再興又ハ復籍スルトキハ本法ニ依リ扶助料ヲ受ルコトヲ得

○瀧口吉良君 此五條ニ就イテ本員ハ質疑ガアリマス、此五條ニ「廢家再興又ハ復籍スルトキハ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルコトヲ得」トゴザイマスガ是ハ廢家再興又ハ復籍ノ日カラ扶助料ヲ本法ニ依リテ支給スル精神デアルカ、將タ其復籍ノ日若クハ再興ノ日ガ本法施行後ニ二年振リトカ或ハ二年半振リデ在ッテモ其施行ノ當時ニ遡ッテモ支給セラレルカ……二十五年四月一日ニ戻ッテ夫カラ支給スルト云フ精神デアリマスルカ、其邊ヲチヨット政府委員ニ御尋サシマス、

○政府委員(尾崎三良君) 是ハ其再興又ハ復籍シタル日ヨリ支給スル積リデゴザリマスガ固ヨリ其廢家絶家シタ日ヨリ支給スル積リデアリマス、

○瀧口吉良君 了解致シマシタ、夫レニ就イテ本員ハチヨット修正案ガ提出シタイノデゴザリマスガ實ハ此議院法ノ第二十九條ニ依ッテ二十人以上ノ賛成ヲ得タル上デナケレバ提出スル場合ニハ至リマセヌガ、唯今政府委員ノ答辯ニ依ッテ修正ノ必要ヲ感ジマシタカラドウカ修正ノ意見ヲ述ベマシテ議場ニ於テ賛成ノ諸君……同感ノ諸君ガアルナラバ賛成ヲ得タイ考ヘデアリマスコ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 宜ウゴザリマス、

○瀧口吉良君 〔瀧口吉良君演壇ニ登ル〕

○瀧口吉良君 本員ハ此五條ニ就キマシテ修正ヲ加ヘタイト申シマスルノハ格別此五條ノ精神ヲ變更スルト云フ譯デハナイ、少シク五條ノ法文ガ明瞭ヲ缺イテ居ル様ニ本員ハ思ヒマス、ト申シマスルモノハ此五條ニ「遅クモ本法施行後三箇年內ニ廢家再興又ハ復籍スルトキハ本法ニ依リ扶助料ヲ受クル

コトヲ得」トアッテ其廢家再興又ハ復籍ノ日カラ之ヲ給スルノヤラ或ハ此本法施行ノ日カラ給スルヤラ其邊ノ所ガドウモ不明瞭ト考ヘマス、チヨット此文面デ見ルト本法第三條ニ「扶助料ハ本法施行ノ日ヨリ起算シテ之ヲ給ス」トアリマスニ依ッテ本法施行ノ當時ニ關係シテ來テドウモ本法施行ノ當時ニ遡ルヤウデアリマス、夫レ故ニ此「廢家再興又ハ復籍スルトキハ」トアル所カラ先キヘ「其再興又ハ復籍ノ日ヨリ」ト云フ十一字ヲ加ヘタイノデアリマス、夫レヲ加ヘテ讀下シテ見ルト「第五條遺父母及祖父母ニシテ廢家其他ノ事故ニ因リ他家ニ入籍シタル者遅クモ本法施行後三箇年內ニ廢家再興又ハ復籍スルトキハ其再興又ハ復籍ノ日ヨリ本法ニ依リ扶助料ヲ受クルコトヲ得」トナリマス、デ格別深キ理由ノアルノデアリマセヌガ其法文ノ……此原案ノ文面デハ法文ノ明瞭ヲ缺イテ居リマスルサニ今ノ十一字ヲ加ヘタイト云フ修正說ヲ提出シタノデアリマス、議院法第二十九條ノ明文モアルコトデ二十人以上ノ賛成ガゴザリマセヌスト議題トナリマセヌサニ、ドウカ御同感ノ諸君ノ御賛成ヲ御許シニナルコトヲ希望致シマス、

○穗積陳重君 本員モ瀧口君ノ唯今ノ修正案ニ賛成ヲ致シマスル、其修正案ハ少シモ本法ノ精神ヲ變更スル所ガアリマセヌ、然ルニ此本條ハ政府委員ノ説明ニ依リマスルコト即チ再興又ハ復籍ノ日ヨリト云フコトデアリマス、唯此文字ノミヲ讀ミマスルト「本法ニ依リ扶助料ヲ受クルコトヲ得」トアリマシテ即チ第三條ニ依リ本法施行ノ日ヨリ起算シテ之ヲ給スルコトニ……明治二十五年四月一日ヨリ受ケルコトガ出來ルト斯ウ十分ニ解シ得ラレル、兎ニ角普通ニ讀ミマスルト疑ヲ容レベキ餘地ハ此文字ノ上ニ存ジテ居ルト思ヒマス、少シモ精神ニハ障リハアリマセヌカラドウカ御修正ニナリマシテ宜カラウト考ヘマス、依ッテ賛成ヲ致シマス、

○鈴木傳五郎君 瀧口君ニ賛成、

○下郷傳平君 瀧口君ニ賛成、

○男爵小松行正君 唯今ノ瀧口君ノ御說ハ至極御尤ナ御說デ法文ノ明瞭ニナリマスルコトデアリマスカラ賛成ヲ致シマス、

○小中村清矩君 私モ瀧口君ノ說ニ賛成致シマス、

○菊池大麓君 瀧口君ノ修正說ニ賛成ヲ致シマス、併セテ二十人以上ノ賛成ヲ得ル様ニ續ク起立ヲ願ヒマス、

○原忠順君 私モ瀧口君ノ說ニ賛成、

○島内武重君 瀧口君ニ賛成、

○男爵金子有卿君 瀧口君ニ賛成、

○田部長右衛門君 瀧口君ニ賛成、

○野崎武吉郎君 賛成、

○外山正一君

賛成、

○澤原爲綱君

賛成、

○宮崎總吾君

賛成、

○長谷川直則君

賛成、

○野村治三郎君

賛成、

○林宗右衛門君

賛成、

○男爵本多副元君

瀧口君ニ賛成、

○男爵鶴殿忠善君

瀧口君ニ賛成、

○男爵藤枝雅之君

賛成、

○水之江浩君

賛成、

○桑田藤十郎君

瀧口君ニ賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

唯今ノ瀧口君ノ修正説ハ二十人以上ニ達シマシタデゴザリマス、依ッテ議場ノ問題トナリマシタ……瀧口君ノ修正説ハ即チ第五條ノ二行目ニアリマスル所ノ「廢家再興又ハ復籍スルトキハ」ノ其下ヘ「其再興又ハ復籍ノ日ヨリ」ト云フ丈ガ這入マシテサウシテ「本法ニ依リ扶助料ヲ受クルコトヲ得」ト斯ノ如キノ修正案デアリマス、瀧口君ノ修正説ニ同意ノ諸君ニ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数デゴザイマス、依ッテ是ハ修正案ニ決シマス、……第六條……

〔太田書記官朗讀〕

第六條 扶助料ハ轉給ノ場合ヲ除クノ外本法施行ノ日ヨリ三箇年内ニ請求セサルトキハ其權利ヲ拋棄シタルモノトス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

第六條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数デアリマス、第七條……

〔太田書記官朗讀〕

第七條 本法ハ明治二十五年四月一日ヨリ施行ス

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

第七條原案ヲ可トスル諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数デゴザイマス、

○子爵谷干城君

此案ニ於キマシテハ至ッテ速ニ二讀會ハ濟ミマシテゴザイマスガ此貴族院規則七十五條ニ依リマシテ「三讀會ハ二讀會ノ後少クトモ

二日ヲ經テ之ヲ開クヘシ但シ議長ハ議院ニ諮ヒ時日ヲ短縮シ又ハ第二讀會ト同日ニ之ヲ開クコトヲ得」ト云フ條ガアリマス、此條ニ依リマシテドウゾ引續

キテ第三讀會ヲ決了致サレムコトヲ冀望致シ、此事ヲ議長ニ建議致シマス、

○侯爵醍醐忠順君

谷君ニ賛成致シマス、

○男爵鶴殿忠善君

谷君ニ賛成、

○子爵伊集院兼寛君

谷君ニ賛成、

○侯爵醍醐忠順君

今一應政府委員ニ一箇條質問致シタウゴザイマスガ三讀會ニ至ル前ニ致シタイ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

御質疑デスカ、

○侯爵醍醐忠順君

質疑致シタイと思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

未ダ三讀會ニ移リマセヌ所デ唯今ニ二讀會ヲ終ツタ所デアリマス、

○侯爵醍醐忠順君

此二讀會ガ終リマシタニ就イテ三讀會ニ移ル迄ニ一箇條……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

時期ガ後レテ居ルト存ジマス、既ニ質疑ガアレバ第二讀會ノ逐條ニ於テ質疑ガアレバ宜シ、唯今デハ時期ガ後レテ居リマスルカラ差止メマス、……唯今谷子爵ヨリ第三讀會ヲ貴族院規則第七十五條ニ依リマシテ同日ニ開キマス様相成リタイト云フコトデハ別段其議員ヨリ發議スルコトヲ得ト云フ明文ハアリマセヌクレドモ「議長ハ議院ニ諮フテ同日ニ開クコトヲ得」ト云フコトニナッテ居リマス、併シナガラ議員カラ動議ガ出テサウシテ議長ニ於テモ之ヲ議院ニ諮フテ然ルベシト認メマスレバ更ニ差支ハナイと思ヒマスニ依ッテ之ヲ表決ニ付サウト存ジマス、第三讀會ヲ今日直ニ開クベシト云フ谷子爵ノ動議ニ賛成ノ諸君ニ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数デゴザイマス、依ッテ第三讀會ヲ直ニ開キマスデゴザイマス、

○侯爵醍醐忠順君

伺ヒタウゴザイマス、總テ議案ニハ必ズ此箇條何ノ

法ト、辯護士法ナラ辯護士法、サウシテ第一條……然ルニ此法案ニ付キマシテハ上ノ何ノハ長々シイ法案トアリテ直グニ飛デ第一條ト出テ居リマスガ何

カ所以ガアッテ之ニ限ッテハ何ノ法ト云フコトガゴザイマセヌカ、夫レヲ政府委員ニ質疑ガ致シタイ所デゴザイマスガ、時期ガ後レマシテ已ムヲ得マセヌ

ガ議長ニ伺ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

唯今申シタノハ今ニ二讀會ガ終ッテ三讀會ヲ開クヤ否ヤ決シマセヌ中デゴザイマシタカラ御見合セテ請フタノデアリマス、

第三讀會ニ至ッテ其邊ノ御質疑ガ出マシタナレバ總テ差止メル譯デアリマ

セヌ、

○侯爵醍醐忠順君 然レバ唯今議長ニ伺ヒマシタ所ヲ更ニ改メテ政府委員ニ質議ガ致シタイ、

○政府委員(尾崎三良君) 唯今醍醐侯爵ヨリ御質疑ガゴザイマシテ法案ノ前ニ總テ題號ガアルニ之ニ題號ガナイハ如何デアアルカト云フ様ナ御質問ノ様ニ存ジマシタガ成程大抵ゴザイマスケレドモ中ニハ随分ナイノモ澤山ゴザイマス、夫レヲ一々舉ゲレバ澤山ゴザイマス、唯今急ニ覺エマセヌガ唯一ツ覺エテ居リマスノハ明治二十三年ノ法律ニ家資分散處分方ト云フ法律ガ出タコトガゴザイマス、夫レハ唯勅諭ノ文ノ中ニ「何ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム」ト云フコトガゴザイマシテ直グツケニ第一條第二條トナツテ居リマス、是等モ勅諭文ニハ此表紙ニゴザイマス通り文面ガ必ズ載ルデアラウト存ジマス、此法律文ニハ題號ハ夫レ故ニマア省イテアルノテゴザイマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 第三讀會ハ第二讀會ノ議決ヲ以テ議案トスルトアリマスノテゴザイマスガ修正ハ即チ瀧口君ノ修正丈デ他ノ修正モナイコトデアツテ至テ分リ易イコトデアリマスニ依ツテ便宜朗讀ヲ省クコトガ出來得ルコトノ規則ニナツテ居リマスニ依ツテ朗讀ハ茲ニ於テ省略ヲ致シマス、

○侯爵醍醐忠順君 本案ハ速ニ可決ニナラムコトヲ冀望致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 即チ二讀會ノ決議案、此案ヲ可トスル諸君ニ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、依ツテ本案ハ可決サレテゴザイマス、最早正午ニ達シマシタニ依ツテ暫時休憩致シマシテ後刻再ビ御集リヲ請ヒマス、

午前十一時五十六分休憩

午前一時二十分開議

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本日午前議決ニ相成リマシタ政府提出明治七年以後ノ戰役ニ死歿シタル軍人軍屬ノ遺父母及祖父母扶助ニ關スル法律案ハ直ニ衆議院ヘ送付致シマシタ、此旨ヲ報告致シマス、次ニ議事日程第二保安條例廢止案第一讀會ヲ開キマス、朗讀ヲ致サセマス、

〔太田書記官朗讀〕

一保安條例廢止案

右憲法第三十八條ニ依リ貴院ニ提出候也

明治二十四年十二月五日

衆議院書記官長 曾 禰 荒 助

衆議院議長 中 島 信 行

保安條例廢止案

貴族院議長侯爵蜂須賀茂韶殿

明治二十年十二月勅令第六十七號保安條例ヲ廢ス

○政府委員(白根專一君) 衆議院ヨリ提出ニナリマシタル本案ニ付キマシテ一應其廢スベカラサルノコトヲ陳述致サウト思ヒマス、衆議院ヨリ提出ニナリマシタル保安條例廢止案ハ衆議院ノ提出者ノ書キマシタ所ノ理由ハ頗ル簡單ナルモノデアリマス、其要ハ本條例ハ全ク一時ノ非常ニ備ヘタル特別法デアツテ今日ニ保存スベキノ必要ガナイ、又其條項ハ頗ル嚴酷ヲ極メ憲法ノ精神ニ適應セヌカラ斷ジテ廢シテ宜シイト云フ、是ガ衆議院ノ提出者ノ理由ハ之ニ過ギマセヌ、然ルニ保安條例ハ明治二十年十二月ニ制定ヲ致シマシテ其當時ニ之ヲ實施致シマシテ又今春此條例ヲ實施致シタコトガゴザイマス、之ヲ以テ見マシテモ事實唯一度限リノ特別法デハナイト云フコトハ實際ノ條例ニ於テ明ナル譯合デゴザイマシテ決シテ一時ノ事變ニ備ヘタル特別法ト云フ様ナ譯合ノモノデアリマセヌ、抑、我邦ノ現情ハ如何デアリマセウカ果シテ此條例ヲ廢スルコトヲ許シマセウカ否ト云フコトハ餘程考ヘナクテハナルマイト本官ハ考ヘマス、ト申シマス、モノハ其事實ナキニ於テハ條例ヲ廢スルコトニ於テ一ノ躊躇ヲ致シマセヌ、去リナガラ此現時社會ニ此事實ガゴザイマスル以上ハ是ニ處シマスル所ノ法律ハ是非必要デゴザイマス、若シ法律ガナイ時分ニ如何ナル狀況ニ立至ルカモ圖リ難ウゴザイマス、實際今日ニ於キマシテモ過激疎暴ノ徒ハ依然トシテ其迹ヲ絶チマセヌ、先ヅ一例ヲ摘ンデ申シマシテモ或ハ衆議院ノ議員ノ宅ヲ襲フテ貴重ナル其身ヲ傷ケ又之ヲ道ニ要シテ毆打スル、或ハ各地ノ議員ノ選舉ニ際シマシテ殆ド鐵砲ノナイ戰同様ノ騷ヲ致シマス、或ル地方ナゾハ最も甚シキ地方ガゴザイマス、又府縣會議場デ騷動ヲ起ストカ演說會デ妨害ヲ致ストカ又ハ政社ノ集會所ニ亂入致シテ人ヲ傷ケルトカ甚シキハ營業上ニ立入リマシテ鑛山ノ事業等ニハ毎々妨害ヲ致スコトガゴザイマス、娼妓ノ存廢論ガ始マレバ直グ夫ヘ皆腕力ヲ以テ集合致スコト云フ様ナコトノ例モ少カラスコトデアリマス、現ニ諸方ノ請ヒヲ以テ殆ド一種ノ營業ヲ爲シテ居ル有様デアリマス、是等ノ人員ヲ今全國ヲ通ジテ計算ヲ致シマスレバ其實際ニ職業同様ニ致シテ居リマス者ガ千四百五百人デゴザイマス、東京府下ニハ常ニ二三百人ノ者ガ居リマス、是ハ平時無事ノ時ノ調ベデゴザイマス、若モ一朝何カ彼輩ガ機會ヲ得ルトカ又ハ他ニ機會ヲ與ヘシメテ得意ニ至ラシムル時ハ其人數ハ頓ニ加リマシテ忽チ過激疎暴ノ徒ガ活動ヲ致シマシテ國家社會ノ安寧秩序ニ危害ヲ及ボスト云フコトハ必然デアリマス、斯ル狀況デアリマスルカラ未ダ此條例ヲ全廢スル時期デハゴザイマセヌ、若シ本條例ヲ以テ一時ノ

特別法ト致シマシテ此事實アルニ拘ラズ違ニ之ヲ全廢致シマシタ時分ニハ他日如何様ナ粗暴ノ徒ガ此安寧秩序ヲ妨害致シテ誠ニ良民ニ苦ミヲ與フルト云フコトニナリマスル、是等ノモノニ對シマシテ尋常行政警察ノ保安ニ依リマシテハドウモ取締ガ立チマセヌ、左スレバドウシテ當局者ハ取締ヲ致シマセウカ、ドウモ取締ノ仕様ガ殆ドナイト申シテモ宜シイ、然ルニ衆議院ノ本案提出者ガ此廢止ノ理由ヲ述ベマシタコトヲ聞キマスルニ事ノ大ナルハ戒嚴令ヲ布クガ宜シイ小ナルハ行政官ガドウカスルデアラウト斯ウ云フ譯合デゴザリマスルガ抑、戒嚴令ハ御承知ノ通り外敵内變ノ時期ニ臨ミマシテ通常ノ法律ヲ一時停止ヲ致シテ司法及行政ノ一部ヲ擧ゲテ軍政ノ一部ニ委スルモノデアリマスルカラ何分是ハ一大非常ノ事變ニ際會シマセヌニハ容易ク之ヲ發布スルモノデアリマスマイ、又行政官ガ何程國家社會ノ安寧秩序ヲ保タウト思ヒマシテモ本條例ニ規定致シマシタル法律ガゴザリマセネハ法律以外ニ行政官ガ處置ヲ致スト云フコトハ是ハ出來マセヌ、若シモ致シマシタルレハ大變ノコトデアリマスル、次ニ此條例ハ條項ガ甚ダ嚴酷デアアル憲法ノ精神ニ適合セヌコトデアルト、是モ亦衆議院ノ理由トスル所デアリマスルガ熟、我憲法ヲ見マスルニ我憲法ハ臣民ノ自由ヲ制限スルニハ必ズ法律ヲ以テセネバナラス、行政官ガ制限ヲ致シテハナラヌト云フ譯合デアリマシテ其自由ハ絕對的ニ制限ヲスルコトハナラヌト云フコトハアリマセヌ、大政ノ針路ヲ開通致シマシテ臣民ノ幸福ヲ保護スルタメニ斯カル弊害ヲ除キ安寧秩序ヲ保持スル必要ガゴザリマシタデ、サウシテ此法律ヲ以テ臣民ノ自由ヲ制限スルト云フコトハ決シテ憲法ノ精神ニ背反致シタモノデアリマセヌ、又斯カル法律ガアッタバ行政官ガ或ハ濫用スルデアラウカト疑フ抱カレマスガ前申シマスル一點ニ付イテ考ヘテ見マシテモ是ハ必ズ濫用スルコトハナイト斷言イタシマス、其證據ハ此春一月十三日ニ此保安條例ヲ實施シマシテ十四日ノ日ニ衆議院ニテ保安條例施行ノ解除緊急動議ガ起リマシテ詰マリ其解除スルコトハ宜シクナイト云フコトニ最多數ヲ以テ否決イタシタコトデアリマス、サウ云フ有様デアリマスカラ今ヤ帝國議會ハ開ケ此憲法ノ政治ノ下ニアリマシテ行政官ガ之ヲ濫用スルト云フコトハ決シテアリマセヌ、又濫用スベキモノデアリマセヌ、唯ソノ已ムヲ得ザル時期ニ際會シマシタルバ勿論此法律ヲ以テ弊害ト云フモノヲ除イテ良民ヲ助クルト云フコトハ是ハ勿論ノコトデアリマスル、決シテ濫用スルト云フコトハゴザリマセヌ、以上述ル如キ理由デゴザリマスカラ此保安條例ト云フモノハ本官ハ廢止ヲ致シテハナラヌモノト斷定ヲ致シマスル、デヤニ依リマシテ今茲ニ諸君ノ賢明公平ナル判斷ニ訴ヘマシテ偏ニ本條例ヲ保存シテ國家ノ安寧秩序ヲ保持セムコトヲ切ニ希望イタス譯デアリマスル、

○安藤則命君 チョット政府委員ニ質問ガアリマスルガ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) ドウ云フ御質疑デゴザリマスカ、

○安藤則命君 今ノコトニ付キマシテ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 今日ノ議事ハ唯今ノ辯明ノ手續ガ終レバ直グニ委員ニ付託スルト云フコトニナルノデゴザリマスカラ今日ニ限ッテ御質問デナケレバ後日ニ御廻シニナッタラドウデセウ、

○安藤則命君 唯今ニ限ッテ云フノデアリマセヌケレドモ豫テ此保安條例ノ發布ノ前カラ疾クヨリ疑念ヲ懷イテ居リマスカラ幸ヒ政府委員ノ今御説明モアリマシタ故序ニ御尋ネヲ致シマス、御許ハアリマセヌカ、質問ヲ致シタウゴザイマスガ如何デアリマスカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ御質問ニナッテモ宜シウゴザリマス、

○安藤則命君 餘ノ儀デモアリマセヌガ此條例ノ第四條ニ皇居又ハ行在所云々ノ文字ガアリマス、依ッテ篤ク考ヘマスルト恐レナガラモ皇室ニ對シ奉ッテ害心アル國民ヲ制スルガ如キニ見エマス、甚ダ穩當ヲ得ザル條例ト私ハ存

ジテ居リマスカラ是等ノ點ハ政府ニ於テ篤ク御取調ベニ相成リテ居リマスルカ、次ニ現行法律ハ如何ナル罪人ヲ拘引スルモ夫ノ手順ヲ盡シ又證據モ得テサウシテ調ブルト見エマス、殊ニ辯護人モ相立テ若シ又罪ニ服セザル時ハ上

告スル權利モ與ヘテアリマスル、此保安條例ハ人民ノ思想ニ立入ッテ想像ヲ以テ拘引シ其上一應ノ取調ベモ致シマセヌ、又之ニ不服ヲ唱ヘ期限内ニ立去

ラザル時ハ刑法ヲ以テ論ズル筋ニ見エマス、實ニ現行法律ノ精神ニ大反對シテ居マス、斯クナル儀ハ甚ダ……此邊ハ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 安藤君……御注意致シマスガ御意見ヲ御述ニナリマスルナラバドウカ後……御質疑ニ御止メ下サルヤウ……

○安藤則命君 意見デアリマセヌ、此所ヲ推サチバ分リマセヌ、法律ノ精神ニ反對シテ居マスルガ夫レヲ差支ナキ儀ト定メテ政府ニ於テモ篤ク御取調ベガアリマシタラウカ、其次第ヲ明ニ承リタウゴザイマスルダケノ質問デアリマスルカラ何卒御手数ナガラ疑點ノ次第ヲ御陳述ヲ願ヒマス、

○政府委員(白根專一君) 安藤君ノ御質問ニ御答シマスガ勿論此法律ハ前ニ私が演說シタル通りノ次第デアリマシテ其必要ガアルカラ斯ル嚴重ナル法律ガ設ケテアル譯デ、夫レデ政府ガ調ベタカ調ベスカドコロデハゴザリマセヌ、既ニ此法律ノ存在シテ居ル限ハ誰モ之ヲ遵奉セヌナラヌモノデアルカラ調ベタ上デ其上デ勿論發布ニナッテ譯合デアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 議事日程第三本案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉ヲ行ヒマスコトニ致シマス、是ハ即チ本院規則第六十一條「前條ノ手續ヲ終リタルトキハ政府又ハ衆議院ヨリ提出シタル議案ハ之ヲ委員ニ付託

スヘシト云フ條ニ依ッテ致スコトデアリマス、政府ヨリ提出ニナッタモノデモ衆議院ヨリ提出ニナッタモノデモ法律案ハ凡テ此手續ニナルト云フコトヲ念ノタメニ申シテ置キマス、

○男爵千家尊福君 此案ニ付イテノ特別委員ノ選舉ハ貴族院規則第四十七條第二項ニ依ッテ各部ニ委託セラレムコトノ動議ヲ提出致シマス、

○子爵平松時厚君

賛成、

○男爵金子有卿君

賛成、

○子爵堀田正養君

賛成、

○子爵加納久宜君

賛成、

○瀧口吉良君

本員ハ同四十七條ノ第二項ニ依ッテ議長ニ委任致シタウゴザイマス、

○山川浩君

瀧口君ニ賛成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

然ラバ第四十七條ノ二項ニ依ッテ議長ニ託スルト云フコトト各部ニ委任スルト云フコトト此兩説ガ出テ居リマス、先ヅ選舉ヲ議長ニ託スルト云フ方ノ説ヨリ起立ニ諮ヒマス、特別委員ノ選舉ヲ議長ニ委任スルト云フ瀧口君ノ説ニ起立ヲ請ヒマス、

起立者 少數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

少數デゴザリマス、次ニ特別委員ノ選舉ヲ各部ニ委任スルト云フ即チ過日近衛公爵ノ動議ニ依ッテ決シマシタル手續ニ相成ルト云フ千家男爵ノ動議ニ同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

過半数デゴザリマス、依ッテ是ハ各部ニ於テ唯今ヨリ御選舉ニ相成ルコトヲ希望致シマス、

○子爵島尾小彌太君

緊急ノ建議ヲ提出シタウゴザイマス、此選舉ガ終ツタ時分ニ致シマセウカ、又ハ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 是ヨリ選舉ニ相成リマスニ依ッテ一應休憩ヲ致シマス、

午後一時四十分休憩

午後三時十分開會

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

保安條例廢止案ノ委員ヲ各部ニ於テ選舉ニ相成リマシタ結果ヲ御報道ニ及ビマス、得票数七十五票男爵横村正直君、七十三票細川潤次郎君、七十二票岡内重俊君、六十八票島内武重君、六十七票伊丹重賢君、六十五票瀧口吉良君、六十三票子爵林友幸君、五十九票侯爵醍醐忠順君、五十七票伯爵萬里小路通房君、明後日ノ議事日程ハ午前十時開議、

第一、那覇地方裁判所及那覇區裁判所設置法案、政府提出、衆議院送付、第一讀會、第二、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、第三、明治二十二年法律第十二號廢止ノ件、衆議院提出、第一讀會、第四、右議案ノ審査ヲ付託スベキ特別委員ノ選舉、第五、施政ノ方針ニ關スル建議案、子爵谷干城君發議、會議、是ハ明後日ノ議事日程デゴザイマス、

○子爵島尾小彌太君

緊急ノ動議ガアリマスカラ發言ヲ……

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

最早明後日ノ議事日程ヲ朗讀イタマシテゴザイマスガ……

○子爵島尾小彌太君

其間ニ於テ發言ヲ求メマシタガ引續キ御朗讀ニナリマシテ時間ヲ御與ヘニナリマセスカラ……是非ドウカ唯今發言ヲ許サレムコトヲ希望シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

今日ニ限りマセヌ御動議デアリマスルナレバ明後日ニ御譲ヲ願ヒタイ、

○子爵島尾小彌太君

今日ニ限りマシタ殊ニ差迫リマシタ事柄デアリマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

然ラバ……

(子爵島尾小彌太君演壇ニ登ル)

○子爵島尾小彌太君 諸君、緊急ノ動議ガアリマシテ已ニ散會ナルベキ場合ニ於キマシテ暫時時間ヲ要求イタシマシテ諸君ノ清聴ヲ煩ハシマス、是ハ諸君ノ已ニ御存ジデアリマス、昨日政府委員ガ西洋形帆船前船ノ検査ノ法案ニ付キマシテ厄介ノ法律デアルト云フコトヲ議場ニ向ッテ宣言サレマシタ、其節私ハ缺席イタシマシタ其政府委員ノ……直チニ宣言ハ聽キ得マセナシタガ議員ノ一人ヨリシテ此コトニ付イテノ質問ガ……質疑ガアリマシタ、其質疑ニ付イテ政府委員ノ答辯モ直チニ能ク了解ヲ致シテ居リマス、其節餘程是ハ議案外ニ殆ト外レルカラ政府ノ委員トシテ申スベキ文句デナイ、又斯ノ如キ亂暴ノコトヲ云ハル、ノラ質疑質疑ト問詰メテ遂ニ其是非曲直マデヲ取糺スベキ……議場ニハ必要ガナイト思ヒマシタノデ其コトヲ起立シテ注意ヲ促ガシマシタコトハ御記憶デアラウト思フ、此事柄ニ對シマシテ本員ハ十分諸君ノ御熱議ニ與ッテ政府ニ向ッテ何トカ要求ヲ致サザ一ナルマイ、或ハ政府ニ向ッテ此委員ヲ解任スルコトヲ要求シマスとか又ハ議場ニ向ッテ謝罪スルコトヲ要求シマスとか、ドチラニ致セ政府ニ向ッテ十分ナル要求ヲ致サザ一ナルマイ、其然ル所以ノモノハ元々大日本帝國ノ法律デアリマス、即チ政府ハ斯ノ如キ法律ヲ執行スル所ノ政府デアアル、天皇ノ大權ヲ奉行スル政府デアアル、其政府ノ委員タル者ガ既ニ天下ノ法律トナッテ人民悉ク此法律ニ服從シテ居ル、陛下ハ人民ニ御命ジニナッテアル所ノ即チ法律ヲ容易ニ厄介法ナンゾト云フコトヲ議場ニ向ッテ政府委員ガ政府ノ意思思想ヲ代表シテ公言スルト云フコト

ハ頗ル政府ト云フモノハ無責任ナモノト外ニヤ一本員ハ認ムルコト出來ヌ、
斯様ナコトハヨモヤ政府全體ノ意思デハアルマイト思ヒマス、若シ政府全體
ノ意思デアレバ政府ハ斯ノ如キ法律ハ政府全體ガ即チ天下ノ弊害國家ノ弊害
ノ法デアル厄介ノ法デアルト認メタ以上ハ此案ガ通過スレバ宜シイ、通過セ
ズンハ政府ハ舉ゲテ辭職スベキ筈ダト思ヒマス、何トナレバ斯ノ如キ厄介弊
害ノ法ヲ執行奉行スル所ノ任ニ一日モ立ツベカラズデアラウト思ヒマス、夫
レモ頗著セスト云フコトナラバ頗ル政府ト云フモノハ無責任ナモノト外ニヤ
一我々ハ認定スルコトハ決シテ出來ヌ、政府ハ動モスレバ政府委員デモヨク
西洋ノ事ヲ引テ西洋デハアルトカ西洋デハスウダトカ云フコトヲ申サ
レマスガ夫レモ隨分例ニ引イテモ宜シイコトデアルガ斯ノ如キ事件斯ノ如キ
即チ德義ノ上ニ於テハ西洋ヲ守ルカ東洋ヲ守ルカドコカヲ守ラズンバ決シテ
政治上ノ制裁ト云フモノハ立ツマイト思ヒマス、是ハ即チ政府ノ委員政府ヲ
代表シタル所ノ委員ガ申シタ即チ政府ノ意思ト認定ヲ致ス以上ハ本員ハ斯ノ
如キ斷定ヲ致シマス、付イテハ其質問ガ起リマス此委員自ラ何ト申シマシ
タカ平民デアルカラスノ如キコトヲ申シタ平民ガ此ニ出テ議案ノ答辯……質
疑ニ答ヘルト云フコトガアリマスカ政府ノ委員ナラズンバアリマス、議
院ハ縱令穢多ガ出ヤウガ非人ガ出ヤウガ政府ノ委員トシテ政府ノ通知ヲ受ケ
タ以上ハ政府ノ委員トシテ目シテアル、サウデアリマセウ、夫レガ何カ議案
ノ質疑ニ對シテ答辯ヲスルニオレハ平人ダカラスノ如ク言フタ、オレハ穢多
ダカラスノ如ク言フタ、オレハ非人ダカラスノ如ク言フタト云フヤウナコト
ヲ議場ガ許シテ置キマシテ天皇ノ大權ヲ議スル……大權ヲ輔弼翼賛スルト云
フコトガ出來マセウカ、斯様ナコトヲ政府ハ其儘ニ見過グシテ置クト云フコ
トニナリマスレバ政府ヲ舉ゲテ我々ハドウモ不信用ヲ與ヘルヨリ外ニ致シ方
ハナイ、全クドウモ政府全體ガ斯ノ如キ意思デアアルマイト思ヒマス、付イ
テハ此事ハ十分ナ講究ヲ要スルコトデアリマスルシ又諸君ニ十分御考ヲ願フ
コトデアリマス、此事柄ニ付イテハ餘程立入ッタ事柄デアリマスカラ本員ハ
此即チ動議ガ多數成立致シマシタナラバドウカ秘密會議トナリマシテ傍聽ヲ
退ケテ十分ナ討議ヲ盡シテ情ヲ盡シテ又政府ノ宜シクナイ所又宜イ
所ヲ互ニ討議ヲ盡シテ成ルベク穩便ナコトニ願ヒタイト思ヒマス、此儘デハ
ドチラニセヨ濟ム道理ハアリマセヌ、是ガ即チ今日持出シマシタ緊急動議ノ
大意デアリマス、

〔侯爵久我通久君發言ヲ求ム〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 暫ク……

○侯爵久我通久君 贊成ヲ致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 暫ク御待チ下サイ、貴族院規則ノ第六十條ニ

「議事日程ニ記載シタル事件アルニ拘ラス他ノ緊急事件ニ付キ開議ノ動議ヲ
起ス者アルトキ又ハ議長自ラ緊急事件ト認ムルトキハ討論ヲ用弗スシテ議院
ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコトヲ得」トゴザイマスニ依ッテ唯今ノ鳥尾子爵ノ
動議ハ動議ヲ出スト云フ前ニ先ヅ議事日程ニ追加スル即チ議事日程ヲ變更ス
ルト云フコトガ決リマセネバ動議ハ出サレヌノデゴザイマス、唯今ノ鳥尾子
爵ノ述ベラレタノハ斯ノ如キ動議ヲナスニ付イテ議事日程ヲ變更シテ貫ヒタ
イト云フコトハ御述ベニナリマセヌガ併ナガラ畢竟スル所議事日程ヲ變更セ
ネバ動議ハ出ラレヌノガ規則デゴザイマスカラ先ヅ議事日程ヲ變更スルヤ否
ヤノ決チ採リマシテ議事日程ヲ變更スルコトニナリマシタナラバ唯今ノ動議
ガ始メテ出ルト斯ウ云フコトニナリマスノデス、此段ヲ諸君宜シク御承知下
サレマシテ是ヨリ議決ニ諮ハウト存ジマス、即チ唯今申述ベマシタル通り「討
論ヲ用弗スシテ議院ニ諮ヒ議事日程ヲ變更スルコトヲ得」ト云フ箇條ニ依リ
マシテ議事日程ヲ變更シテ鳥尾子爵ノ動議ヲ唯今議スベキヤ否ヤ即チ議事日
程ヲ變更スルヤ否ヤノ決チ採リマス、議事日程ヲ變更スルコトニ御同意ノ諸
君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマスニ依ッテ即チ鳥尾子爵ノ
動議ト云フモノハ贊成ガゴザイマスレバ即チ是ヨリ議スベキコトニナリマ
ス、

○子爵平松時厚君 唯今ノ多數ト云フノハ一體何人……此ニ於キマシテ何
人ガ多數デアリマシタカ、一應伺ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 貴族院規則第六十條ニ「議長表決ヲ取ラムト
スルトキハ問題ヲ可トスル者ヲ起立セシメ起立者ノ多少ヲ認定シ可否ノ結果
ヲ宣告スヘシ」トゴザイマスニ依ッテ即チ本席ニ於テ過半数ト認メマシタ譯デ
ゴザイマス、

○子爵平松時厚君 夫レデハドウモ唯御認定バカリデ既ニ過日モ夫レガタ
メニ氏名點呼モ行レタ例ガゴザイマス、依ッテ今日ノモ多數トハ認メマセナム
ダデゴザイマスカラ氏名點呼ヲ本員ハ願ヒマス、

〔此時議場ヲ退ク者多シ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ氏名點呼ヲ行ヒマスガサウ皆御退席ニ
ナッテハ定足數ニ足ラナイ様ニナリマス、

○子爵丹橋達賢君 氏名點呼ヲ行フ前ニ退席ニナッタ者ヲ中へ御呼入レテ
願ヒマス、呼入レテカラ氏名點呼ヲ行ヒマス、

○子爵伊達宗敦君 ドウゾ御呼入レテ願ヒマス、退席シタ議員ヲ呼入レテ
カラ……通ゲルト云フコトガアルモノカ、

○子爵本莊壽巨君 平松君ニ賛成致シマス、

〔男爵本田親雄君發言ヲ求ム〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今氏名點呼ヲ行ヒマスカラ……

○男爵本田親雄君 其點呼ニ付イテ申上ゲタイ積リデス、唯今ノ儘デ氏名

點呼ニナリマスカ、今忽チ立ッテ此所ヲ出タ者ガ大層アル様デゴザイマスガ

是デ點呼ヲナサレテハ餘程數ガ違フト思ヒマス、

○子爵伊達宗敦君 ドウカ各部ニ退イテ居ル議員ヲコレヘ參集スル様ニ御

命ジニナッテ而シテ氏名點呼ヲスル様ニ……マダアノ人達ハ退散ニナッテ譯デ

ハアリマスマイ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

唯今本田男爵ノ意見モゴザイマスルケレドモ

唯今議場ニ現在シテ居ル議員ハ定足數ニ充チテ居リマス、充チテ居リマスル

以上ハ……成ル程本田男爵ノ論ゼラル、通り先刻起立ニ諾ヒマシタ時分トハ

自然ニ數ガ違フニ違ヒゴザイマセヌ、本席ニ於テ認メタル時分ニ過半數ト認

メタルモノガドウナルカ其結果ハ分リマセヌ、即チ夫レガ氏名點呼ヲ行ヒマ

スル所以デアリマス、ドウモ退席ニナッテ議員ハ即チ議權ヲ御拋棄ニナッテ御

退席ニナッテ以上ハ……即チ定足數ニ充チテ居ル以上ハ尙ホ其人々ヲ促シテ

呼入レル譯ニハ參リマセヌ、最早唯今定足數ニ充チテ居ル以上ハ唯今ノ氏名

點呼ヲ行フコトニ致シマス、

○穂積陳重君 氏名點呼ト申シマスルハ一ノ起立ガアリマシテ其起立者ノ

多少ヲ規則ニ依ッテ議長ノ御認定ニナリマシテ其御認定ニ關シテ異議ノアッタ

トキ果シテ前ノ起立者ガ多カッタカ又ハ少カッタカヲ檢定致シマスルタメニ氏

名點呼ヲ行ル、モノデアラウト思ヒマス、故ニ氏名點呼ハ新ナル表決ニ非

ズシテ前ノ表決ヲ確メルタメデアリマスカラ前ノ起立者ト云フモノガ現在其

後ニ退席致シマシタトキニハ前ノ起立者ノ多少ヲ檢定スルコト云フコトハ出來

マイト思ヒマスルガ如何デゴザイマセウカ、

○藤村紫朗君 私モ穂積君ノ御疑ニ同様ノ疑ヲ持テ居リマス、御見掛けノ

通り唯今氏名點呼ト云フ動議ガ發シマスルト席ヲ亂シテ退席ニナリマシテゴ

ザイマス、夫レデ此儘ニ氏名點呼ヲ行ハレマシタナラバ殆ト無効力ナモノデ

ハアルマイカト云フ疑ガアリマス、ドウモ其邊ノ御勘考ヲ願ヒタイ、

○子爵舟橋遂賢君 本員モ穂積君ト同感デアリマス、

〔此時「賛成」ト呼フ者數人アリ〕

○穂積陳重君 夫レデ或ハ前トハ數ガ違ッテ居ルカラ呼入レルト云フ御考

モアル様ニ承リマスルガ呼入レルト云フコトハ私ハイケヌト思ヒマス、如何

トナレバ新ニ呼入レマシタナラバ其時ノ起立ニ加ハラヌ人、其時ニ議場ニ

現在シテ居ラナカタ人マデモ這入ルカモ知レマセヌカラ矢張り前ノ起立ノ

數ト云フモノハ檢定スルコトハ出來マセヌ、斯クノ如ク最早氏名點呼ノ動議

ガ出マシテモ氏名點呼ト云フモノハ行ハレヌ有様デアリマスカラ私ハ其動議

ト云フモノハ事實上成立タヌモノト思ヒマス、即チ前ニ議長ノ御認定ニ依ッ

テ御宣告ニナッテ丈ガ有効ニ止ッテ居ルモノト思ヒマスガ如何デゴザイマセ

ウカ、

○子爵鳥尾小彌太君

本員モ穂積君ノ説ヲ正當ナ理由ト考ヘマス、ドウモ

氏名點呼ト云フハ初ニ起立シタ所ノ上ニ疑ガアルカラ氏名點呼ヲ行フノデア

ル、然ルニ此有様デハ疑フモ疑ハヌモナイ、マルデ初メノ起立ハ崩レテ居ル、

左スレバ一度御宣告ニナッテバ其宣告ノ通ニ御執行ニナルコトヲ冀望致シ

マス、

○子爵平松時厚君

唯今氏名點呼ノコトニ就キマシテ議長ガ既ニ認定ラシ

タノニ氏名點呼ト云フモノハ不都合ダト云フ發議ガゴザイマシタガ此氏名點

呼ト云フモノハ元ハ即チ多數ナルヤ否ヤト云フノ異議ガ議員ノ方ニアルノ

デ、何モ議長ノ方ニアルノデハナイ、既ニ氏名點呼ヲ行フト御宣告ニナッテ以

上ハ再ビ御取消ニナリマスルト順序ト云フモノガ大變ニ亂レテ不都合ト思ヒ

マスカラ是非御宣告ノアッタコトハ速ニ御執行ニナル様ニ致シタイト存ジマ

ス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君)

斯ノ如キ例ハ未ダゴザイマセヌニ依ッテ……

起立ヲ過半數ト本席ニ於テ認メマシタ時分ト唯今トデ餘程人數ハ減ッテ居ル

ニハ相違ゴザイマセヌ、併ナザラ一人減ルモ二人減ルモ或ハ十人減ルモ二十

人減ルモ、ドウモ其所ニ差ハ立テラレマイト思ヒマス、一人退イタガタメ

ニ氏名點呼ヲ行ハレヌト云フ譯ニハ參リマセヌ、氏名點呼ノ請求ガアレバ矢

張行ハナケレバナラヌト思ヒマス、故ニ縱令多數退イタニセヨ氏名點呼ハ行

ハナケレバナラヌト云フコトデアルト本席ニ於テハ認メマス、併ナガラ是ハ

未ダ例ノナイコトデアリマシテ穂積君ノ御發言モアリ賛成モアルコトデゴザ

イマスニ依ッテ一應議院ニ諮ヒマシテ、サウシテ決スルコトニ致サウト存ジ

マス、穂積君ノ御説デハ最早氏名點呼ヲスベカラズ、前ニ本席ニ於テ認メタル

過半數ト云フ認定ヲ以テ正確ノモノトスルト斯ウ云フ御説ト認メマス、

○菊池大麓君

チヨット質疑ガゴザイマス、サウ致シマスルト此以後氏名點

○穗積陳重君 唯今ノ質疑ニ御答致シマス、氏名點呼ノ法律上ノ性質ト云

フモノガ、ドウシテモ新ナル表決ハゴザイマセス、前ノ表決ヲ確メタルメノモノデアル、之ニ就イテハドウシテモ異論ハアルマイト存ジマス、夫レ故ニ前ノ表決ニ加ハリマシタ人ニ異動ガアツタト云フコトガ分リマシタナラバ事實上氏名點呼ハ假令異動ガ一人デアリマセウトモ百人デアリマセウトモ理窟ニ於テ少シモ變ルコトハゴザイマセス、夫レ故ニ是ハ此後ノ例トモナルコトデアリマスカラ十分此所デ確メテ置カナケレバナラヌコト存ジマスガ氏名點呼ノ要求ガアリマスヤ否ヤ戸ト申シマスルモノヲ閉鎖サレノガ當リ前デアラウラウト存ジマス、固ヨリ其閉鎖以後ニ事實上變動ヲ生ズルヤ否ヤ夫レハ分リマセヌコトデゴザイマスガ、閉鎖サレマシタ後ニ行ハレマスルトキニ於テハ自ラ不都合ハ生ジマスマイト存ジマス、要シマスルニ菊池君ノ御問ニ答ヘマスルニハ私ノ考デハ理窟上カラ申シマスルコト云フト一人デモ變動ガ生シタト云フコトガ明ニ分リマシタトキニ事實上氏名點呼ハ行ハレヌモノデアアル、事既ニ變動ガ起ツタ後ニ出シタ動議ト云フモノハ事實上成立チ得ベカラザルコトヲ要求スルノ動議デアルト斯ウ私ハ考ヘマスル、

○三浦安君 唯今氏名點呼ノコトガ議論ニナリマシテゴザイマスガ本員ニ於キマシテハ尙ホ穗積君ヲ賛成致シマスルノデゴザイマス、其理由ハ氏名點呼ノコトガ起リマシタナラバ直ニ議場ヲ鎖サヌナラス、其鎖シヤウガ遅イニ依ツテ誰ガ見マシテモ分リマス様ニ一度ニ多人數退席ニ相成リマシタ、其退席ニナツタ後鎖スト云フノハ是ハ所作上ニ於テ手拔ケガゴザイマスニ依ツテノコトデ夫レ故今日ハ氏名點呼ヲ行ハヌト云フノガ適當デアラウト思ヒマス、何時デモ氏名點呼ノ請求ガアリマシタナラバ直ニ議場ヲ鎖シテ氏名點呼ヲ行ハナケレバナラヌト云フコトニナツテ居リマス、然ルニ氏名點呼ノ請求ノ聲ヲ聞クヤ否ヤ一度ニドサドサト退席ヲ致シマシタノニ夫レヲ鎖サズニゴザイマシタ故ニ今日ニ於テハ氏名點呼ハ行フベキデハナイト思ヒマス、ドウシテモ所作上ニ手拔ケガゴザイマス、之ヲ以テ言ヘバ斯ノ如キニ氏名點呼ヲ行ヒマシタナラバ其後害モ夥シウゴザイマス故ニ今日ハ氏名點呼ヲ行フベカラズト云フニ賛成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今ノ三浦君ノ御説ハ少シ違フト存シマス、ト云フモノハ平松子爵ヨリ氏名點呼ノ發議ガゴザイマシタガ愈之ヲ行フト云フコトニハ決定致シマセス中ニドヤドヤト退席ニナツタノデゴザイマス、依ツテ其中ニ戸ヲ閉ヂニ行ツタノデゴザイマス、夫レガ間ニ合ハズシテ退席ニナツタ御方ハ致シ方ガナイデノゴザイマス、故ニ是ハ隨分重要ナルコトデ以後ノ例トモナルコトデゴザイマスニ依ツテ諸君ニ於テモ一應熟ク御勘考ヲ下サレタイノデアアル、一人退席シタトカ或ハ五人退席シタトカ十人退席シタト云

フノデ別チヲ付ケル譯ニハ決シテ行キマセヌ、假令一人デモ退席シタレバ唯今ノ穗積君ノ御説ガ行ハレルコトナレバ氏名點呼ハ行フコトガ出來ヌト云フコトニナルダラウト思ヒマス、夫レ故ニ是ニ於テ氏名點呼ト云フモノハ假令人數ガ減ツテモ行フベキカ否ヤト云フコトヲ唯今諸ヒマスニ依ツテ篤ト御勘考下サツタ氏名點呼ト云フモノハ一度發議ガアレバ規則ニ依ツテ是非行ハナケレバナラス、然ラバ假令人數ガ何人減リマセウトモ行ハナケレバナラスノガ即チ規則ダラウト存ジルノデゴザイマス、併ナガラ是マデ例ノナイコトデゴザイマス、依ツテ一應議院ニ諮フテ決スルコトニ致シマス、

○三浦安君 唯今ノ御説デゴザイマスルガ議長ヨリ氏名點呼ヲ行フノ御宣告ノ有無ハ時ニ依ツテ遲速ガアリマスガ氏名點呼ハ一言發シタナラバ行ハザルヲ得マセヌ、行フニ限ツタモノ、然ラバ氏名點呼ノ發議ガアリマシタナラバ議長ノ宣告ヲ待タズ直ニ議場ヲ鎖サナケレバナラスノデアリマス、賛成モ何モ入リマセヌ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) ドウモ夫レハ少シ違ヒマセウト思ヒマス、氏名點呼ノ發議ガアツテ而シテ本席ニ於テ之ヲ行フト云フ宣告ヲ致シテ始メテ氏名點呼ニナルノデゴザイマス、

○子爵關博直君 議長ニチヨット御尋ヲ致シマスルガ唯今三浦君ノ言ハレマス通り當議場ニ於キマシテ氏名點呼ヲ望ム議員ガ一人デモアリマスレバ最早氏名點呼ヲ行ハヌケレバナラスコトハ規則上、明ナルコトト存ジマス、シテ今將ニ氏名點呼ヲ行ハヌトスル其場合ニ至ツテ一人二人ノ人ガ議場ニ出ルコトヲ御許ニナル積リカ御許ニナラス積リデゴザイマスガ、本員ハ御許ニナラスノガ規則デアラウト思ヒマス、故ニ議場ヲ閉鎖スルノデアラウト思ヒマス、夫レヲ一名デモ二名デモ議場外ニ出サシムルノハ少シ手續上順序ガ違ッテ居ルコトデアラウト思ヒマス、若シモ構ハヌト仰セラレル話デアラナレバ詰マリイッデモ今ノ様ナ結果ヲ生ズルデアラウト思ヒマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 然ラバ穗積君ノ御説ニ付イテ之ヲ起立ニ問ハウト存ジマス、穗積君ノ説ハ先刻議長認定ノ儘デ氏名點呼ヲスルニ及バヌト云フ説、此説ニ御同意ノ諸君ノ起立ヲ請ヒマス、

起立者 多數

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 過半数デゴザイマス、

(子爵鳥尾小彌太君發言ヲ求ム)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 鳥尾子爵……

(穗積陳重君「チヨット一言申添ヘタイノデゴザイマスルガ鳥尾君ガ既ニ發言權ヲ得テ居ラレマスカラ……」ト述ブ)

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 穗積君暫ク……

○子爵鳥尾小彌太君 本員ノ動議ガ成立致シマシテ即チ議事日程ノ變更ガ定マリマシタ以上ハ是カラ引續イテ議事ニ掛ル譯デゴザイマス、左スレバ本員ガ最前發議ノ終ニ於テ述ベマシタル通り之ヲ祕密會ニシテ議事ニナラムコトヲ請求致シマス、幸ニ贊成ガアリマシタラバ決チ御採リニナラムコトヲ希望致シマス、

○三浦安君 贊成、

○侯爵久我通久君 贊成、

〔此時「贊成」ト呼フ者數人アリ〕

○穗積陳重君 チョット一言申添ヘタウゴザイマスル、議場閉鎖ノ事デゴザイマスルガ、イツデモ表決ニ付スル際ニハ必ズ議場ヲ閉鎖セラル、ト斯ウ云ウコトニナリマスレバ決シテ間違ハ此後生ジマイト思ヒマスル、先刻菊池君ノ申述べラレマシタル様ナ弊モ必ズ生ゼズ、表決ニナリマスル前ニハイッデモ戸ト云フモノガ締ッテ居リマスレバ何時異議ノ申立ガアリマシテモ總テ現在數ハ變ラヌコトデゴザイマスル、此段ヲ唯一言申上テ置キマス、

○子爵鍋島直彬君 鳥尾君ノ發議ヲ贊成致シマス、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今ノ穗積君ノ御説ハ唯一言申シ置クト云フコトデゴザイマスカラ必ズ御答ヲシナケレバナラスト云フコトハアリマスマイト存ジマスルガ、併シ貴族院規則第一百一條ニ「氏名點呼又ハ記名若ハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ」トアリマシテ表決ニ付スルニ付イテ議場ノ入口ヲ閉鎖スベシト云フコトガゴザイマセヌニ依ッテ夫レハ出來ザルコトト存ジマスルニ依ッテ一言此事ヲ申置キマス

○穗積陳重君 「閉鎖スベカラス」ト云フコトガアルノデゴザイマスルカ、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 「閉鎖スベカラス」ト云フコトガアルト仰ッシヤルノデアリマスルカ、

○穗積陳重君 私ノ伺ヒマシタルハナルホド「氏名點呼……記名若クハ無名投票ヲ行フトキハ議場ノ入口ヲ閉鎖スヘシ」ト云フ箇條ハ明ニゴザイマスノハ御述ベニナリマシタ通り、併ナガラ此表決ノ際ニ議場ノ入口ヲ閉鎖シテハナラスト云フコトハ見エマセヌ様デゴザイマスル、是ハ議事ニ必要ト致シマスレバ議長ノ權内ヲ以テ閉鎖セラレマシテモ差支ナイコトデアラウカト存ジマスル、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 本席ハ規則ニ依ッテ何事モ執リ行ッテ參リマス、規則ニ無イ限リハ閉鎖スルコトハ出來マセヌト存ジマス、

○子爵松平信正君 唯今鳥尾子爵カラ議院法ノ第二十七條ニ據ッテ祕密會ノ要求ガアリマシテ已ニ追々贊成ノ方モアル様デアリマスガ十人以上ニ滿チマシタラバドウゾ御採決ヲ願ヒタウゴザイマス、即チ本員モ祕密會議ニスル

コトヲ贊成致シマスル一人デアリマスル、

○子爵柳澤光邦君 私モ祕密會議ニスルコトヲ贊成スル一人デアリマス、

○山川浩君 祕密會議ニスル鳥尾君ノ説ヲ贊成、

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 未ダ贊成ガ足りマセヌニ依ッテ……

〔此時「贊成」ト呼フ者數多アリ〕

○議長(侯爵蜂須賀茂韶君) 唯今即チ十人以上鳥尾子爵ノ發議ニ贊成ガゴザイマスルニ依ッテ是ヨリ祕密會議ヲ行ヒマス、傍聽人ヲ退席致サセマス、

午後三時五十五分祕密會議ニ移ル